

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 全国厚生労働関係部局長会議が開催される（厚生労働省） …………… 1
- ◆ 「保育士確保集中取組キャンペーン」の実施について（厚生労働省） …… 7
- ◆ 2019年度 社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集のご案内
【民間社会福祉事業職員課程・春期コース】（全社協・中央福祉学院） …… 8

◆全国厚生労働関係部局長会議が開催される （厚生労働省）

平成31年1月18日、標記会議が開催されました。保育に関する内容について、子ども家庭局長・濱谷浩樹氏から下記の資料に基づいて説明がありました。

（当日の説明資料の目次 全保協事務局抜粋）

1. 保育の充実

- （1）幼児教育の無償化について
- （2）認可外保育施設の質の確保・向上について
- （3）「子育て安心プラン」の着実な推進について
- （4）総合的な保育人材確保策の推進について

2. 地域における子育て支援の充実

- （1）2019（平成31）年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等について
- （2）放課後児童クラブについて
- （3）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について

3. 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

- （1）児童虐待防止対策の強化について

- (2) 社会的養育の充実について
- (3) ひとり親家庭への支援について

4. 旧優生保護法

(参考1) 2019(平成31)年度子ども家庭局予算案の概要

内閣府ホームページには、当日の説明資料のほかに、詳細資料が掲載されています。あわせてご参照ください。

厚生労働省トップページ > 政策について > 組織別の政策一覧 > 平成30年度 全国厚生労働関係部局長会議資料

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2019/01/tp0107-1.html>

1. 資料(説明資料、詳細資料)

(2) 子ども家庭局

説明資料ー子ども家庭局

詳細資料1ー子ども家庭局

詳細資料2ー子ども家庭局

幼児教育の無償化にかかる財政負担については、次の説明がありました。

(「(2) 子ども家庭局 詳細資料1」2ページから抜粋 全保協事務局下線付記)

(2) 幼児教育の無償化の財政負担について

- ・ 支援法に基づく施設型給付・地域型保育給付の対象施設については、現行制度の負担割合と同じ負担割合である国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4、公立施設(幼稚園、保育所及び認定こども園)は市町村等 10/10とする。
- ・ 新制度の対象とならない幼稚園については、現行の段階的無償化に係る負担割合も含め、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4とする。
- ・ 新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという支援法の基本理念を踏まえ、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4とする。
- ・ 幼児教育無償化の実施に要する経費について、消費税10%への引上げに伴い地方へ配分される地方消費税の増収分が2019年度(初年度)は僅かであることを踏まえ、幼児教育の無償化の実施に当たって、初年度に要する経費について全額国費による負担とする。

- ・幼児教育無償化の実施に当たって、初年度（2019年度）及び2年目（2020年度）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する。さらに、新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。
- ・システム改修経費については、平成30年度予算（192億円）及び平成31年度予算（62億円）を活用して対応することとし、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配分となるよう努める。
- ・今般の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

保育人材確保については、処遇改善を含めた対応・支援策や公定価格への処遇改善の反映などの説明がありました。

（「(2) 子ども家庭局 詳細資料1」6ページから抜粋 全保協事務局下線付記）

4. 保育人材確保について

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保するため、処遇改善のほか、新規の保育士資格取得や就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組むこととしている。

まず、処遇改善については、これまでの処遇改善に加え、2018（平成30）年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均＋0.8%）を2019（平成31）年度の公定価格にも反映することに加え、「新しい経済政策パッケージ」に基づき更に1%（月3,000円相当）の処遇改善を行うこととしている。

また、2018（平成30）年度補正予算案に

- ・保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等の補助
- ・業務負担軽減を図るための、保育園等におけるICT化の推進

を盛り込むとともに、

2019（平成31）年度予算案においては、

- ・保育士・保育園支援センターにマッチングシステムを導入し、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングの実施
- ・長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育園等が潜在保育士を試行的に雇用する際に、研修等に要する費用などの補助

を盛り込んでいる。

各都道府県においては、これらの事業等を積極的に活用するなど、引き続き、保育人材確保の推進にご尽力いただきたい。また、保育人材の確保に当たっては、市区町村における取組も重要であり、保育士の子どもの保育園への優先入所等の取組も含め、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配意願いたい。

公定価格については、次の4点の対応を示すとともに、2019年度に経営実態調査を実施し、その結果等に基づいて2020年度以降の公定価格における対応を検討することとされています。

(「(2) 子ども家庭局 詳細資料1」7～8ページから抜粋 全保協事務局下線付記)

5. 2019（平成31）年度公定価格の対応について

2019年度における公定価格の対応については、①保育士等の処遇改善、②食材料費（副食費）減免の実施、③チーム保育推進加算及び栄養管理加算の拡充、④居宅訪問型保育事業における給付方法の見直し等を行うこととしている。

なお、上記以外の事項については、2019年度に内閣府において実施予定の経営実態調査の結果等に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行後5年の見直しも加味し、2020年度以降の公定価格における対応を検討していくこととしている。

また、公定価格における各種加算については、例えば、保育人材確保のための処遇改善等加算やチーム保育推進加算、全ての保育所等が取得可能な冷暖房加算など、人材確保や施設の運営等の観点から重要と考えられるため、各自治体におかれては、保育所等に対する各種加算の内容や取得要件等を周知するなど積極的な対応をお願いする。

<2019年度公定価格の対応>

①保育士等の処遇改善

平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+0.8%）を2019年度の公定価格にも反映することに加え、「新しい経済政策パッケージ」に基づき更に1%（月3,000円相当）の処遇改善を行う。

②食材料費（副食費）減免の実施

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、2019年10月より、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化する。

その際、これまで保育料の一部として保護者が負担していた3歳から5歳までの子どもにかかる副食費については、施設による実費徴収を基本とする。

あわせて、生活保護世帯やひとり親世帯等については、引き続き公定価格内で副食

費の免除を継続するとともに、免除措置の対象範囲を年収 360 万円未満相当の世帯まで拡充する。

③チーム保育推進加算及び栄養管理加算の拡充

2019 年 10 月より、保育園等の体制充実を図るため、チーム保育推進加算及び栄養管理加算を拡充する。

(拡充内容)

- ・チーム保育推進加算の要件について、「職員の平均勤続年数が 15 年以上」を「職員の平均勤続年数が 12 年以上」に拡充する。
- ・栄養管理加算について、嘱託職員分の費用を措置 (0.7 兆円メニュー) しているものを、非常勤職員に係る費用の措置 (0.3 兆円超メニューの一部) まで拡充する。

④居宅訪問型保育事業における給付方法の見直し

居宅訪問型保育事業の給付方法について、集団保育と異なる特性を踏まえつつ、保育所等との均衡に鑑み、「常態的に土曜日に閉所する場合の調整」を他の曜日にも適用し、固定経費に配慮した単価設定とする。具体的には、子どもが利用しない日が予め決まっている場合に、上記調整を適用することとする。

⑤その他

2019 年 10 月からの消費税率引上げ (8%から 10%) に伴う物価上昇に対応するため、公定価格の引上げを行う。

子ども・子育て支援新制度施行後の経過措置への対応について、幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例等は延長する方向とされています (子ども・子育て会議において示された内容と同様)。

(「(2) 子ども家庭局 詳細資料 1」36 ページから抜粋 全保協事務局下線付記)

(2) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例等について

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、子ども・子育て支援新制度の施行後 5 年に限り、いずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例を設けている。同時に、本来教育職員になることができない、教員免許状を有するが未更新の者であっても、保育士資格があれば保育教諭等となることができるよう、教育職員免許法の適用除外を定めている。また、幼稚園教諭・保育士の片方の免許状・資格を持ち、一定の勤務経験 (3 年かつ 4,320 時間) を有する者については、大学等で一定の単位を履修すること等によるもう一方の免許状・資格の取得に係る特例も設けている。

これらの特例については、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、一方の免許状・資格しか保有していない者が一定数いること、また、一方の免許状・資格しか保有していない者の登用も必要となることから、「子育て安心プラン」における受け皿拡大

の方向性も踏まえ、保育教諭等の資格特例及び教育職員免許法の適用除外並びに免許状・資格

取得の特例を平成 36 年度末まで 5 年間延長することとしている（所要の法律改正については、次期通常国会において提出予定の地方分権一括法において対応予定）。

第三者評価の受審については、「日本再興戦略」改訂 2015 において示されている期限が「2019 年度末」であることから、受審率向上に向けて自治体による積極的な取り組みが必要とされています。

（「(2) 子ども家庭局 詳細資料 1」 39 ページから抜粋 全保協事務局下線付記）

（7）保育園における第三者評価の受審について

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とする第三者評価については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、受審を努力義務化するとともに、5 年に 1 度の受審が可能となるよう、受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助することとしている。

第三者評価については、2015（平成 27）年 6 月 30 日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2015 において、「保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、2019 年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指す。また、当該受審結果について、積極的に「見える化」を進め、就職を希望する保育士や保育サービス利用者が優良な保育事業主を選択できるような環境整備を進める」こととされており、受審率の向上に向けて、引き続き各自治体における積極的な取組が必要である。

感染症対策、アレルギー対策のガイドラインについては、下記の説明がありました。

（「(2) 子ども家庭局 詳細資料 1」 40 ページから抜粋 全保協事務局下線付記）

（8）保育所における感染症対策ガイドライン及びアレルギー対策ガイドラインの改訂について

「保育所における感染症対策ガイドライン」については、保育所保育指針の改定（H29.3 告示、H30.4 適用）、感染症対策に関する最新の知見、関係法令の改正等を踏まえるとともに、保育の現場において保育士等が活用する上での実用性に留意し、有識者による検討会において見直しの検討を行い、2018（平成 30）年 3 月に改訂を行ったので、本ガイドラインが保育現場で積極的に活用されるよう、今後、研修資料等を作成し、地方自治体等に対して提供することを予定しているのでご活用いただきたい。

また、2011（平成 23）年 3 月に策定された「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」については、改定保育所保育指針の第 3 章「健康及び安全」においてアレルギー

疾患を有する子どもの保育に関する記載の充実が図られたことや、アレルギー疾患対策に関する関係法令の制定等及び保育所におけるアレルギー対応の状況や最新の知見などを踏まえ、有識者による検討会を開催し、改訂に向けて現在検討を進めているところである。

◆「保育士確保集中取組キャンペーン」の実施について（厚生労働省）

厚生労働省は、平成 31 年 1 月 18 日、都道府県・指定都市・中核市の民生主管部（局）宛に対し、「保育士確保集中取組キャンペーン」の実施について事務連絡を発出しました。

厚生労働省では、待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、2020 年度末までに約 32 万人分の保育の受け皿拡大を進めており、保育の担い手となる保育士の確保が必要不可欠です。平成 30 年 11 月の有効求人倍率は 3.20 倍（全国で最も高い東京都では 6.44 倍）といった状況であり、保育士の確保が喫緊の課題となっています。

そこで、平成 31 年 4 月に向けた保育士確保を進めるため、3 月までの間、「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施し、国や自治体を挙げて保育士の就業促進を集中的に行い、保育士確保を強力に推進することとしています。

次の事項について、就業の意向がある未就業の保育士の掘り起こし等に積極的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

（厚生労働省事務連絡 全保協事務局抜粋）

1 保育関係団体及び保育園等による未就業保育士に対する働きかけ

保育関係団体が有するネットワークを活用し、又は各種会議の機会等を捉え、未就業保育士に対し、リーフレットを配布すること等により、保育士確保が喫緊の課題である現状や処遇改善や再就職支援、勤務環境改善に関する取組を説明し、保育士として就業することについて、保育士・保育園支援センターへ積極的に働きかけを行っていただくとともに、当該未就業保育士に就業の意向がみられた場合には、保育士・保育園支援センター又はお近くのハローワークに求職登録するよう勧奨を行うこと。

（中略）

3 その他

保育士の確保に向けて、平成 30 年度二次補正予算案や平成 31 年度予算案において、保育人材の更なる確保を図るための支援に必要な予算を盛り込んでおり、自治体に対し積極的な活用を依頼しているため、自治体と連携を図りながら、これらの活用を見据えた積極的な取組をお願いしたいこと。

【実施主体】国、都道府県及び市町村

【キャンペーン期間】平成 31 年 1 月～平成 31 年 3 月

厚生労働省トップページ > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2019年1月 > 「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施します

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000148745_00002.html

◆2019年度 社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集のご案内【民間社会福祉事業職員課程・春期コース】(全社協・中央福祉学院)

全社協・中央福祉学院では、標記通信課程の2019年度受講者を募集いたします。本課程は、民間社会福祉事業の現場に勤務している職員を対象に社会福祉主事任用資格を取得することを目的として開講するものです。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格ですが、従事する分野以外の幅広い福祉の学習ができる場として、年間約5,000名の方に受講いただいています。子どもたちの日々の様子から障害や虐待の疑いなどを察知したり、保護者あるいは地域からの多様な相談に対応するため、福祉専門職として幅広い知識が求められるなか、社会福祉主事の学習を通して児童福祉分野のみならず関係分野である高齢者福祉・障害者福祉・社会保障分野・社会福祉援助技術等の知識も深めていただけますので、個別ニーズに迅速かつ的確に対応いただく一助になると考えています。

詳しくは中央福祉学院のホームページから「受講案内」をご覧ください。皆様のお申し込みを心よりお待ちしております。

社会福祉主事資格認定通信課程の概要

- (1) 受講期間 2019年4月～2020年3月(1年間)
- (2) 学習内容 自宅学習による答案作成(16科目)、面接授業(5日間)
- (3) 受講料 87,400円(消費税等込額。テキスト・教材費、集合研修料、添削指導料含む)
※集合研修時の交通費・宿泊費等は別途ご負担ください。
- (4) 申込期限 2019年2月28日(木)(当初の申込期限より延長しています)
- (5) 詳細・申込 ; 中央福祉学院ホームページ
<http://www.gakuin.gr.jp/training/course295.html>
- (6) 問合せ 全国社会福祉協議会 中央福祉学院 Tel:046-858-1355